

介護老人保健施設やすらぎ苑 所定疾患施設療養費

介護老人保健施設において、入所者様の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることとなりました。当施設では、所定疾患施設療養費(Ⅱ)を算定しております。厚生労働省大臣が定める基準に基づき、算定状況を公表いたします。

1. 対象疾患
 - ・ 肺炎
 - ・ 尿路感染症
 - ・ 帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
 - ・ 蜂窩織炎
 - ・ 慢性心不全の増悪(令和6年4月より)
2. 上記で治療が必要となった入所者様に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に所定単位数を算定します。また、1回に連続する10日間を限度とし、月1回に限り算定します。
3. 診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載します。

■令和5年度 算定状況

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
肺 炎	件 数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	4
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	12	17
尿路感染症	件 数	0	2	1	1	0	3	4	0	2	2	6	0	21
	治療日数	0	12	5	4	0	15	15	0	6	10	30	0	97
帯 状 疱 疹	件 数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	治療日数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
蜂 窩 織 炎	件 数	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	1	4
	治療日数	0	0	5	0	0	0	0	0	0	5	0	6	16